

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後					
(前 略)						<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成29年6月27日から施行し、同日以後に雇用（昇任を含む。）される者、再任される者及び公募に基づいて配置換する者について適用する。</p> <p>2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されている准教授の任期及び任期の末日は、なお従前の例による。この場合において、再任の可否は改正後の別表第1の規定による。</p>					
別表第1						別表第1					
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)						(略)					
医学部 附属病 院	全診療科 中央診療センター	准教授 講師 助教	5年	可 ただ し、1回 限り		医学部 附属病 院	全診療科	准教授 講師 助教	5年	可 ただ し、1回 限り	
	薬剤部 医療情報企画部 地域ネットワーク医療部 医療安全管理部 総合臨床教育・研修センター 診療報酬センター 臨床研究総合センター						薬剤部 医療情報企画部 地域ネットワーク医療部 医療安全管理部 総合臨床教育・研修センター 診療報酬センター 臨床研究総合センター				
(略)						(略)					
別表第2	} (略)					別表第2	} (同 左)				
別表第3						別表第3					
別紙様式						別紙様式					